

(件名) さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援について

(陳情の要旨)

奄美群島において、さとうきびは基幹作物として永年にわたり、農家や製糖工場、そして関連する産業に大きく寄与し、地域経済を支えてきた。しかし、近年相次ぐ大型台風の襲撃や春先の低温、病害虫の被害拡大等で、ここ数年間不作の年が続いている。その様な中、さとうきびへの支援については、国のさとうきび増産基金事業（さとうきび等安定生産体制緊急確率事業）等の支援があるが、運送業には何の支援も無く、厳しい経営を強いられている。燃料代や人件費の高騰、トラックの維持管理など多額のコストを計上しているのである。運送業は、さとうきび産業を根っこから支え、なくてはならない存在であり、維持発展させていくには、必要不可欠な関連産業である。この様な事から、運送業の必要性を充分に理解していただき、「さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援」について強く要望する。尚、奄美群島内の運送業の署名・捺印を添付する。

記

- 1、燃料の免税軽油相当の支援
- 2、コスト軽減等への支援

署名 29社

(署名簿一省略)

(件名) 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について

(陳情の要旨)

日頃は、志布志港の発展のために、格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

志布志港は、国際バルク戦略港湾にも指定されており、我が国の大消費市場や主要な工業地帯と海上輸送で直結されており、東南アジア等と最短距離にあるなど、位置的に優れた条件を備えています。また、背後圏に我が国有数の畜産地域である鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域を抱え、当地域の産業に必要な不可欠なインフラとなっています。

我が国の港湾観光行政に目を向けますと主要政策の一つにクルーズ船の受入拡充があります。世界的なクルーズ人口の増加に伴い、2015年に我が国へクルーズ船で入港した外国人旅客数は、前年比2.7倍の111.6万人に達しました。クルーズ船の我が国港湾への寄港回数は1,400回を超え、特に10万トン以上(2千人から4千人超乗り)の大型クルーズ船の寄港は前年比2倍の304回へ増加しています。

鹿児島県では、2015年の外国船社クルーズ船の鹿児島港寄港回数は、全国第7位の53回に上り、訪日外国人入込客の観光消費額は291億円に上りました。2016年も118回の寄港が予定されており、鹿児島県とその周辺地域が持つ魅力ある観光資源が訪日外国人にとって高く評価されていることを示しています。

しかしながら、鹿児島港寄港に経済効果のほとんどは鹿児島市内を中心にした薩摩半島に限定されており、大隅半島は皆無に近いものがあります。

大隅唯一の志布志港旅客船埠頭は、岸壁水深が-7.5mであり10万トンクラスのクルーズ船が一般的に必要な岸壁水深-10m(10万トン超のクルーズ船では-12m)に満たないことから、大型クルーズ船の寄港が不可能となっています。クルーズ需要に対応した観光振興による地域の活性化および活力維持に資するため、時代の変化に応じた港湾基盤の整備拡充が必要になってきております。

当地域は、日南海岸国定公園や霧島ジオパークエリアを始めとした豊かな自然環境や景勝地、大慈寺や弥五郎どん祭り等の有形無形の文化遺産、内之浦宇宙空間観測所や鹿屋航空基地史料館等の観光学習施設、ブランド牛や鰻等の安全安心かつ特色ある第一次産業群といった観光資源を豊富に有しています。さらに今後は周辺道路の整備により、志布志港を起点とした鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域へのアクセス向上が期待されます。

つきましては、大隅半島を中心とする鹿児島県東部地域、宮崎県南部地域の活性化発展のために、大型クルーズ船に対応した志布志港旅客船埠頭の整備拡充および必要な施策の積極的な推進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(件 名) 嘉徳海岸侵食対策事業の見直しを求める陳情

(陳情の要旨)

嘉徳集落では台風により集落前海岸が浸食したとして、全長 530メートルの護岸を設置する計画であるが、嘉徳海岸の環境影響調査が十分にされたとは言えず、後生の海岸に重大な影響を与える恐れがある。現在進行中の「浸食対策事業」を精査し、海岸自然環境に負荷を与えない計画となるよう、抜本的に事業の見直しを求める。

(陳情の理由)

1) 奄美大島本島においても天然の海岸（構造物が無い）は、大変稀少な存在となっている。

特に嘉徳海岸は、珊瑚礁に囲まれていない黒砂の砂浜海岸であり奄美群島内でも非常に珍しい。

観光客が目にするインターネットの情報サイトでも、「護岸が無い珍しい海岸」、「自然のままが素晴らしい」などと評されていることは、離島の自然海岸が地域の観光産業における重要な財産であることを物語る一例である。この景観を保全して世界遺産のバッファゾーンとしての価値がある。また、海岸砂丘では縄文遺跡が発掘され嘉徳式と名付けられた土器が出土していることから、考古学や民俗学的な立場からも山から海へのつながりを原資のまま保全する意義がある。

2) 環境省のホームページでは、「生物多様性の観点から重要度の高い海域である」とし、キュウシュウナミノコ、ワカカガミなど特徴的な貝が存在することが知られているとある。山と里と海のつながりは、世界自然遺産に登録推進する上での包括的管理にも影響する。

また、嘉徳海岸にそそぐ嘉徳川には絶滅危惧種に指定されている「リュウキュウアユ」が遡上する。リュウキュウアユは、河川改修や海岸整備事業による海岸地形の平坦化を原因として、沖縄県内ではすでに絶滅している。リュウキュウアユの自然個体は、世界中で奄美大島だけに棲息するのであり、奄美大島内でも太平洋側と東シナ海側での個体では、その進化の過程で亜種となっていることがわかっている。

3) 嘉徳海岸は、ポケットビーチの地形的条件において湾内の砂の量は一定であることから、湾内の別の場所に砂が堆積していると推測できる。2017年2月現在では、一昨年の台風で流出したとされる砂が戻りつつある。

自然海岸に構造物を構築する副作用は全国の事例で見ることが出来る。嘉徳地勢を考慮して、多角的な角度から専門家などに意見を求め、慎重に事業計画を再考すべきである。

(件名) 鹿児島市谷山地区における県管理河川の名称の錯誤について

(陳情の要旨)

谷山地区の中央平野には永田川を主体に従来二本の川が海に注いでいましたが、現在は海浜の埋め立て工事により一本の川に変えられています。現行の河川法では水系毎に管理することになっていますが、廃止になった方の水系名も要領をえないことになっています(手続未了)。

廃止になった方の木之下川、和田川は主流の永田川の支流としてそれぞれ県管理二級河川としての区間を保持すると思われます。しかしながら、この木之下川、和田川については当初の指定事務において河川法の趣旨に違背して、本流支流の順序を逆にしています。

元来この和田川は木之下川水系であり、本流木之下、支流和田の関係が唯一の法理です。

幼稚園、小学校、中学校が和田川沿いにありますが真理がみえない有様になっており子供たちに教える術もままならない状況です。

時代々で諸般の事情があったと思われますが、子供たちが明るい未来を思えるように改善策を要望いたします。現地の橋や河川愛護の標識看板にも誤った河川名が表示されており見るに堪えないものになっています。

については、下記事項について陳情します。

記

現在看板等で「和田川水系」と誤って記載されているものを、それぞれ正しい水系名に直してください。

(件 名) 嘉徳海岸侵食対策事業の早期実施について

(陳情の要旨)

県議会議員の皆様におかれましては、かねてから県政発展のためにご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、嘉徳海岸は、瀬戸内町の東の端に位置し、現在世帯数15世帯、人口22名の集落にある自然豊かな海岸です。

これまで、私たち集落民は、この嘉徳海岸と嘉徳集落を先祖代々から受け継ぐ財産として将来へつないでいくため、結の精神と絆を持って集落民一同で協力し守り続けてきました。

しかし、平成26年10月に襲来した二つの台風により、私たちが大切に守り続けてきた砂浜と砂丘が侵食を受け背後の民有地(畑)が流失をしました。

このため、瀬戸内町役場により、大型土のうによる応急対策が行われましたが、先祖が眠る墓地から十数メートルのところまで海岸侵食が迫っている状況です。

海岸の自然環境を守ることも大事ですが、このような状況の中で、私たち集落民は台風の度に生命と財産を脅かされ、台風接近時には先祖を大切に思う思いから遺骨が流出しないよう墓地から遺骨を公民館へ避難させ、不安と心配で眠れぬ夜を過ごすなど、心休まらない日々を送っています。

私たち嘉徳集落民は、集落に暮らし、将来にわたり集落を存続させ、次の世代へこの嘉徳の土地を引き継いでいきたいと願っています。

つきましては、私たち集落民の願いと想いを尊重していただき、集落民が安心安全な暮らしを送れるよう、その人命と財産を守るための施設を早急に整備して下さるよう切に願い陳情いたします。

記

- 1 嘉徳集落住民の人命と財産を守るため、海岸侵食施設の整備を早急に行うこと。
- 2 嘉徳集落住民の安心安全な暮らしを確保したうえで、自然環境対策は行うこと。

(件 名) 鹿児島県総合体育館等の体育施設建設について

(陳情の要旨)

2020年はオリンピック、同年に国民体育大会鹿児島大会の開催が予定され、現在、鹿児島県においては県立体育館・ドーム球場、一方、鹿児島市においては、サッカー場の施設建設が、鋭意検討されていると伺っております。

ついては、その建設・整備地として、旧郡山町（土地開発公社）が企業誘致の目的で取得、造成した土地（鹿児島市郡山岳町1115番地8外、約16ha）を活用してくださるよう陳情いたします。

〈これまでの経過等〉

平成16年11月に鹿児島市と合併した旧郡山町（現在の鹿児島市の郡山地域）の西側に、約16haのまとまった未利用地があることから、この土地を活用して、県立体育館等の施設整備を要望するものです。

この用地は、現在、大阪市に本社がある積水樹脂(株)の所有地となっておりますが、平成10年に、旧郡山町（土地開発公社）において企業誘致として地域をあげて取り組み、用地を取得、造成し、当社へ譲渡された土地であります。

また、企業立地について、平成8年に鹿児島県庁で、当時の須賀鹿児島県副知事の立会いのもと、積水樹脂(株)と旧郡山町との間で企業立地協定の締結が行なわれ、県においても周辺の道路整備などを行っていただいたところであります。

しかし、当時の経済状況の大きな変化などから、企業の進出が実現せず、現在、積水樹脂(株)所有の遊休地となっております。

このようなことから、積水樹脂(株)としては、この用地のこれまでの取得の経緯等をふまえ、県や市の地域活性化につながるための活用ができればとの意向が示されているところです。

なお、この場所は、市内中心部から30分程度の位置にあり、国道3号、現在、進められている西回り自動車道等からもほど近い場所にあります。

また、現在、川内原発の有事の際の避難経路、方法等が問題となっておりますが、この場所は川内原発から直線で30km（UPZ）圏外の隣接した位置にあり、有事の際の避難場所としての体育関連施設の機能を併せもつインフラ整備も考えられることから、これらが実現しますと、県全体の利益に資するとともに、県民、市民の理解も得られるのではないかと考えております。

このようなことから、現在、鹿児島県において検討されている鹿児島県総合体育館と、鹿児島市において検討されているサッカー場との一体的な施設整備をはじめ、川内原発の有事の際の避難施設を併せもつ施設整備を渴望しているところです。

つきましては、鹿児島市及び九州電力(株)等とも協議を進めていただき、この構想実現に向けて御検討を賜われますようここに陳情いたします。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書

(陳情の要旨)

私ども県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」に基づき、これまで新総合体育館等の必要性を県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。

その後、三反園知事が就任され1年が経過しました。新総合体育館等建設の問題は、現在、大規模スポーツ施設のあり方を検討する委員会が設置され、本年6月第1回検討委員会が開催されました。

報道によりますと、会に先立ち三反園知事からは、新総合体育館等を優先するよう要請があったとのこと。また、委員からは新総合体育館等の整備に前向きな発言が多かったとのこと。であります。

検討委員会は、来年2月を目途に提言をまとめるとのことですが、提言には建設場所や完成時期については含まないとのこと。であります。

今回、検討委員会で前向きな発言が相次いだと言うことは、私ども県屋内スポーツ競技団体としては、ようやく明るい兆しが見えてきたと嬉しく思います。

しかしながら、肝心の建設場所は新総合体育館等の規模や機能とも大きく関連してくるため、今後、最も重要な課題であります。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいます。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、また、大きなスポーツイベントを契機として新県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合絶好の機会であり必要不可欠なものと考えます。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、来来を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくり・文化の拠点となる新総合体育館等をできるだけ早く建設されることを県屋内スポーツ競技団体の総意として陳情いたします。

(陳情事項)

○ 総合体育館等の規模について

総合体育館等整備基本構想で示された規模を是非確保していただきたい。

(メインアリーナ棟、サブアリーナ棟、武道場棟)

(理由)

- ・ メインアリーナは、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
- ・ サブアリーナについては、全国・国際大会等を開催する場合は、ウォーミングアップや選手のコンディション調整のために、メイン会場に隣接したサブアリーナがあることを望む
- ・ 武道場棟については、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
- ・ 付帯施設も全国大会、国際大会に対応できる規模とユニバーサルデザインに配慮した施設を望む

○ 建設地について

鹿児島市内に設置していただきたい。

(理由)

- ・ 全国大会や国際大会等を開催する場合、選手、役員、観客等の宿泊や交通アクセスを考えると鹿児島市が最適である。
- ・ 大規模な大会では、近隣に主会場と同等規模の会場が必要、また、練習会場も近隣に必要なため、鹿児島市が最適である。
- ・ 県小学・県中学・県高校大会等では、離島からの参加も多く、物理的・経済的に考えた場合鹿児島市が最適である。また、奄美群島市町村長会、種子島屋久島振興協議会からも要請が出ている。
- ・ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会終了後のスポーツ振興を考えた場合、総合的に考え鹿児島市が最適である。

○ 建設完成年度について

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会までに建設を希望していたが、現状を考えると物理的に厳しいため、できるだけ早期に建設していただきたい。

(件名) 県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の県内設置への設置反対」を表明することについて

(陳情の趣旨)

経済産業省は本年7月28日、原発の運転で必ず発生する高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場選定に向け、「科学的特性マップ」を公表しました。処分場候補地となりうる地域は全都道府県に存在するとしていますが、中でも、海岸から約20^{km}の範囲を「輸送面でも好ましい」として処分場建設に「最適」と位置づけました。鹿児島県内では、「最適地域」を抱える自治体は36市町村にも上っています。

最終処分地選定と処分実施を直接担う原子力発電環境整備機構(NUMO)は、「最適地」を中心として「文献調査の受け入れにつながるよう丁寧な対話活動を実施する」との「対話活動計画」を策定し、立地実現に向けた取り組みを強化し始めています。南日本新聞は「秋以降に最適とされた地域で重点的に説明会を開き、候補地選定に向けた講査への理解を広げる」とより具体的に報道しました(7月29日付)。

私たちは、「核のゴミの発生源である原発をどうするのか」という大本の論議が、まずなされるべきであり、再稼働によって核のゴミを増やし続けることに反対しています。

「マップ」には火山噴火や断層の知見が十分反映されていません、地下300^mに埋設するという「地層処分」の安全性は全く保証されていないと考えます。特に、7300年前の鬼界カルデラの噴火による巨大な幸屋(こうや)火砕流は「薩摩・大隈半島を覆い、堆積物を残し」「南九州の縄文文化と自然環境に破滅的なダメージを与えた」と専門家が指摘していますが(前野深・東大地震研究所『科学』2014年1月号)、「マップ」はこの知見を無視しており、致命的な欠陥があります。さらに11万年前の阿多カルデラ噴火、2万9千年前の始良カルデラの入戸(いと)火砕流、1万3千年前の桜島薩摩噴火などを踏まえると、県内に「適地」は存在しないことは明白です。

日本学術会議は、2012、15年の2度にわたり「高レベル廃棄物の処分について」などを公表しました。そこでは「我が国は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む位置にある沈み込み帯に位置するため地層の安定性に対する懸念が払拭できない」「火山活動、地熱活動、隆起及び断層運動…の現象と地震動が地下水の流れに影響し、間接的に処分場の隔離性能を減少させる方向に変化させることが、最も大きな不安材料」などと指摘、いきなり「地層処分」するのではなく、当面は地上で「暫定管理」しながら、これ以上は核のゴミを増やさない「総量管理」を明確にするよう提言しています。このような見解を十分に考慮すべきです。

また、「マップ」で最適地とされた県内36市町村のすべてが受け入れ反対を表明しました。「農業や漁業などの1次産業、自然や食、観光への悪影響を懸念する声が多くあった」と報道され、「交付金で潤っても住民幸福度が下がれば意味がない」との意見も紹介されました(南日本新聞8月8日付)。三反園知事も県議会や会見で度々「立地する意思は全くありません」と表明、5月17日には私たちへの公開質問状に対し鹿児島県としては立地の考えはない。反対ということです」と明言しました。

鹿児島県議会は、これら関係市町村の意向や知事の考えを十分に尊重し、県民のいのち・安全・安心を最優先するという立場から、「核のゴミ最終処分場の県内への設置反対」という意見表明をしていただきたいと考えます。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の鹿児島県内への設置反対」の意思を決議し、それを経済産業省、資源エネルギー庁および原子力発電環境整備機構（NUMO）に対して表明すること。

(件名) 広報課へ行政指導の不合理な点について、その是正を求めたにも関わらず、要望内容の事実確認さえも行われず、かつ、事実確認をしないと広報課が明言していることについて、文書での確認もされないため、その善処を求める陳情

(陳情の要旨)

今年7月3日にPR・観光戦略部広報課へ「鹿児島県知事 三反園訓 様」で始まる文書を直接持参し、担当の二名の方とお話をさせていただきました。その際、まずは事実確認が必要であるとのお話を頂きました。こちらでお手伝いできることはやりますがと申し上げると、広報課の方で対処するとのことでした。そのため、事実確認が済むまでしばらく待ちました。

8月になり、改めて広報課へ電話で様子を伺うと、単に生活衛生課へ話をしているとの答えしかいただけませんでした。その後も、広報課や生活衛生課へ電話やFAXで問い合わせをしましたが、要領を得ないお答えしかいただけませんでした。つまり、広報課では、こちらが提出した文書の内容の真偽について確認はせず、単に、生活衛生課へ話をつなげる、つまり、こんな文書が来ていると話を伝えるだけだとのことであったのです。

そこで、そのような内容のお話を広報課から頂いたことを文書で確認したいと、8月16日に「ご回答を頂くための用紙」などをFAXし、かつ、返信用のレターパックと共に広報課へ郵送しました。しかし、それでもご返事はありませんでした。そのため、8月下旬から9月初旬にかけて電話で何回か広報課の担当者の方へお話を伺うと、「『ご回答を頂くための用紙』について、回答はできない」との事でした。それであれば、その旨、文書でご返事をいただきたいとお願いをすると、それもできないとの事でした。返信用のレターパックもお送りしてあるがそれはどうなるのかと聞くと返送するとのことでした。しかし、もし返送する意向があれば、8月下旬にはこちらへ戻っていなければおかしいはずです。

広報課の業務内容が県のサイト <http://www.pref.kagoshima.jp/ab02/soshiki/pr-kankou/honcho/koho.html>に記載されています。

その6番目に、県政に対する意見、要望、苦情等の把握及び処理の総括に関すること。とあります。「把握及び処理の総括」とは、少なくとも、要望や苦情があれば、その内容が事実に基づいているかどうかの確認を広報課が行うことを意味すると考えます。一般的な常識としても、そう思うはずですが。

しかし、現状の広報課の対応は全くそれとは異なります。ある意味、無視と言ってもいいような対応がされています。

自分は鹿児島県に住む一人の県民として、根拠を持って、行政の一部がおかしくなっていることについての是正を広報課へお願いをしています。

このことについて、善処をお願いいたしたいと思います。

上記の理由により、下記のことを陳情します。

記

1. 8月16日にFAX及び郵送でお送りした文書について、回答をしないとの判断が広報課として本当にされたのかどうかを確認していただくこと。つまり、要望内容が事実かどうかを広報課は確認しないで単に担当課へ文書を渡すだけであるとの回答が広報課によってされ、かつ、そのことを文書で確認を求めても、その文書の返送もされないことが広報課としての判断であったのかどうかを確認していただくこと。
2. 仮に、広報課としてそういった判断がされたとしたら、その判断が正当なものであったかどうかを委員会として判断をしていただくこと。

以上

(添付資料省略)

(件名) 「エネルギー基本計画」の見直しで原子力エネルギーに頼らない社会をめざすよう政府に意見書提出を求める陳情書

(陳情の要旨)

国の「エネルギー基本計画」を見直す議論が経済産業省の審議会で始まっています。同計画は電気など国民生活や産業の基盤となるエネルギー需給の基本となるもので、ほぼ3年に一度見直されています。安倍晋三政権は2014年に決めた現在の計画は原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、将来も推進するとしています。今回の見直しでも、政府は「骨格は変えない」(経産大臣)と表明しています。

安倍政権はエネルギー基本計画に基づき30年時点の電源構成を決め、総発電電力量に占める原発の割合を20~22%としました。これは2030年に原発を30基以上稼働させることを意味するものです。

これは第一に運転延長で老朽化した原発も動かす危険極まりない道であり、2013年に政府が決めた「原発の運転期間は原則40年」という政府の方針にも反する計画です。

第二に国民の世論にも逆らう道です。3月の毎日新聞の世論調査でも再稼働「反対」55%、「賛成」の26%を大きく上回りました。5月の南日本新聞でも53%が「原発に否定的」という世論調査が出ています。どの世論調査でも国民は原発の無い社会を望んでいるのです。

第三に、福島原発事故の現実から目をそむけ、事故の教訓に学ぼうとしない愚かな道です。福島原発事故は「収束」どころか、ようやく原発内部の一部を確認できたのみです。福島では依然5万6千人が避難生活を強いられています。事故処理費用(廃炉や賠償など)は当初の見込みから倍増し、政府の試算でも21.5兆円に膨らみましたが、今後、この額でとどまらないのは明らかです。福島の事故で原発が究極の高コストであることが明らかになったではありませんか。

第四に、使用済み核燃料の問題を解決せず無責任きわまりないと言わなければなりません。政府が高速増殖炉「もんじゅ」の廃止を決めざるを得ないなど核燃料サイクルも破たんしました。再稼働すれば計算上あと6年で全国の原発の使用済み核燃料の貯蔵プールは満杯になります。推進するならどこにどう処分するのか責任を持つべきです。

第五に、エネルギーの観点からも原発を動かす理由がありません。15年8月まで2年近く続いた「原発ゼロ」期間は、日本社会が原発なしでもやっていける事実を示しました。電力需給の面で問題はありません。原発の代わりに化石燃料がたき増しされて二酸化炭素(CO₂)が増えるといわれたものの、省エネが進み、再生可能エネルギーが増えた結果、むしろCO₂排出は減りました。現在は日本で初めて再稼働した川内原発1, 2号機をはじめ5基の原発が再稼働したものの、電源構成の原発比率は2%にすぎず、再エネは15%にも増えているではありませんか。

以上の理由から下記の陳情を行います。

記

- 一, 「エネルギー基本計画」の見直しで, 原子力エネルギーに頼らない社会をめざすように政府に意見書を提出する事

(件名) 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情

(陳情の趣旨)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器は、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止しています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示し、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の願いに応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに国民が長年にわたり核兵器完全廃絶願い行動してきたことが実現した画期的な内容です。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求めます。

平和首長会議も核兵器禁止条約早期締結を求めており、9月20日には核兵器禁止条約の署名が開放されます。日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを求める意見書を提出されるよう陳情します。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設について

(陳情の要旨)

鹿児島県総合体育センター体育館(県体育館)は築56年、武道館は44年経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり競技場も狭あいであることから、競技会をはじめ利用者の需要に十分応えることができない状況である。

このことは県当局も十分理解し、平成32年に開催される鹿児島国体・全国障害者スポーツ大会に向けて新たな県総合体育館等の整備を図るため、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」が策定された。建設地については、当初、県庁裏周辺に総合体育館等を造る計画を示していたが、整備予定地の確保ができず、県は平成25年5月ドルフィンポート敷地に体育館機能を持ち国際会議や大規模なコンサートも開ける多目的施設(スーパーアリーナ)構想を打ち出した。しかし、市民団体等の反対意見もあり再検討ということになった。

平成27年9月、前知事がスーパーアリーナ構想についてゼロベースで検討及び検討会設置を表明し、今年3月第1回ドルフィンポート敷地等における施設のあり方検討会が開催されたが、新三反園知事になり検討会も中止となり、現在、県総合体育館等建設の構想は宙に浮いた状況である。

県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、県総合体育館建設の必要性をこれまで県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。しかし、県総合体育館建設の問題は、その必要性は認めながらも二転三転しながら方向性も見えぬまま今日に至っている。

現在、屋内スポーツの全国大会・国際大会を開催できる規模の体育館は鹿児島アリーナだけと言っても過言ではない。4年後の鹿児島国体会場地選定にあたって各競技団体は、県総合体育センター(県体育館)を国体主会場として使用する予定はない。

国民体育大会開催に向けての施設整備の考え方は、簡素・効率化、既存施設の有効活用を図るという理念は理解できるが、鹿児島県屋内スポーツ施設の現状を考えた場合、鹿児島アリーナはあるものの他県と比較した場合、全国大会や国際大会を開催できる屋内スポーツ施設は遥に劣っている。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいる。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、大きなスポーツイベントを契機として県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合またとない機会であり必要不可欠なものと考えます。

県総合体育館等が建設されれば、小・中・高校等の大会をはじめ各競技団体の競技会場の確保が容易になり競技運営もスムーズに行える。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、未来を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくりの拠点となる県総合体育館等を4年後の鹿児島国体に間に合うように建設されることを県屋内スポーツ団体の総意として陳情いたします。